

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明 様

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う
町民への原子力損害賠償を求める要求書

令和4年3月25日

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町議会議長 伊藤 哲雄

当町の町民は、東京電力福島第一原子力発電所事故により、全町避難を強いられてから、11年が経過した今もなお、全国各地に、将来の不安を抱えながら長期にわたる避難生活を続けている。

その避難生活の中で、東京電力は実態に即した賠償を行っていないことから、町民の多くは納得していないものの、国で示している中間指針に基づき東京電力への直接請求を行っている。

その一方で、町民の中には、それを不十分として原子力損害賠償紛争解決センターでの和解仲介や、裁判所へ訴えて、被害実態に即した損害賠償を東京電力に求めている。

そのような中で、今月2日付で最高裁判所第二法廷が3件の集団訴訟の東京電力の上告を受理しないと決定し、続いて7日付で同裁判所第三法廷が、3件の集団訴訟において東京電力の上告を受理しないと決定した。

これにより二審の各高等裁判所の判決が確定し、被災原告らには、中間指針を上回る賠償額の東京電力による支払いが、最高裁判所において認められたことになる。

このことから、当町は、次のように東京電力に対し、速やかな対応を強く求めるものである。

- 1 東京電力は、最高裁判所の決定を真摯に受け止め、原告側への謝罪と、各高裁確定判決に基づく損害賠償を支払うとともに、二審の高等裁判所の判決内容にもあるように、中間指針に基づき支払われている賠償額を超える「ふるさと喪失」損害などに対する賠償額について、確定判決と同等の額で、町内に居住していた全ての町民への支払いを速やかに行うこと。
- 2 東京電力は、前記1の支払いに向けた損害賠償スキームを早急に構築し、請求受付体制を整え、町民へ周知、案内を行ったあと、追加の損害賠償請求の受付を速やかに開始すること。

以上